

定 款

アステナホールディングス株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、アステナホールディングス株式会社と称し、英文ではA s t e n a Holdings Co. , L t d. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、下記の事業を営む会社（外国会社を含む。）、その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 医薬品、動物用医薬品、工業用薬品、化学工業薬品、農業用薬品、表面処理剤などの化学製品、試薬、医薬品添加物、医薬部外品、動物用医薬部外品、化粧品、香料、塗料、染顔料、合成樹脂、油脂、酵素、微生物処理による脱脂、臭気除去、排水浄化製剤の加工、製造および販売
- (2) 食品、食品添加物、酒類、肥料、飼料、飼料添加物、農産・林産・水産・畜産物、非鉄金属の加工、製造および販売
- (3) 医療機器、動物用医療機器、計量機器、衛生材料、写真材料の加工、製造、販売、賃貸および修理
- (4) プリント回路基板、半導体、集積回路およびハイブリット回路等の素材とその回路形成工程に用いる化学製品の製造、加工および販売
- (5) 金属類の精錬、回収および販売
- (6) 化学機械、器具、装置の製造、設計、施工および賃貸
- (7) 金属、合成樹脂、セラミックス、ガラスおよび繊維の表面処理
- (8) 化学品、金属の検索および分析
- (9) 前各号に関する特許、ノウハウの提供および技術指導
- (10) 産業用機械・器具・資材・設備・装置の製造、販売、設計、施工および請負
- (11) 家庭用備品、日用雑貨、電気機器、銃砲の販売
- (12) 出版、情報および各種資料の販売
- (13) 情報処理サービス業ならびに情報処理システムおよびソフトウェアの開発、製造および保守
- (14) 医薬品、医薬品の治験原薬および治験薬の開発、製造、分析および試験の受

託

- (15) 産業廃棄物の収集・運搬・再生および処分ならびに設備清掃
- (16) 健康維持関連事業
- (17) 前各号の輸出入に関する業務
- (18) 不動産賃貸管理に関する業務
- (19) 前各号に付帯関連する一切の業務

2. 当社は、前項各号の事業およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、13,600万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取

引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年2月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。

株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは予め取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発

する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423

条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。

(期末配当金)

第45条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第46条 当社は、取締役会の決議により毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第47条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領がされないときは、その支払いの義務を免れるものとする。

2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以 上

平成4年2月27日改定
平成6年2月25日改定
平成14年2月27日改定
平成15年2月27日改定
平成16年2月26日改定
平成18年2月24日改定
平成19年2月27日改定
平成21年2月26日改定
平成23年2月25日改定
平成25年2月27日改定
平成30年3月1日改定
令和3年2月24日改定
令和4年2月25日改定